

省エネ住宅ポイント対象住宅証明発行業務に係る料金表《一戸建ての住宅》

■ 新規依頼

表中の表示額は全て税抜き【単位：円】

適用基準		新規依頼料金		
		一般	※1)断熱性能審査が省略できるもの	※2)評価書等の活用
※3)省エネルギー対策等級4	熱貫流率等による基準(仕様規定)	20,000	-	5,000
	熱損失係数等による基準(Q値、 μ 値計算)	25,000	-	5,000
断熱等性能等級4		25,000	-	5,000
トップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)		33,000	14,000	-
一次エネルギー消費量等級4又は5		36,000	14,000	-

■ 変更依頼

表中の表示額は全て税抜き【単位：円】

適用基準		※4)変更依頼料金	
		一般	※1)断熱性能審査が省略できるもの
※3)省エネルギー対策等級4	熱貫流率等による基準(仕様規定)	10,000	-
	熱損失係数等による基準(Q値、 μ 値計算)	13,000	-
断熱等性能等級4		13,000	-
トップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)		17,000	9,000
一次エネルギー消費量等級4又は5		18,000	9,000

■ 再発行料金

1通あたり5,000円(税抜き)

(備考)

- ※1) JIOが発行又は交付した評価書及び証明書において適用基準に定める断熱性能審査の全てが省略できるもの。他の制度の申請と同時に依頼され、適用基準に定める断熱性能審査の全てが省略できる場合も含まれます。
- ※2) JIOが発行又は交付した評価書及び証明書において適用基準に定める審査の全てが省略できるもの。他の制度の申請と同時に依頼され、適用基準に定める審査の全てが省略できる場合も含まれます。
- ※3) 平成27年4月1日以降は省エネ住宅ポイント制度のみを利用する場合に限り適用することができ、省エネ住宅ポイント制度以外の住宅性能評価、長期優良住宅認定制度などでは適用することができません。
- ※4) 従前の証明書をJIOで発行した場に限り。また従前の適用基準と異なる適用基準で依頼された場合は新規依頼料金となります。

【ご注意】

省エネ住宅ポイントは予算額に達した時点でポイント発行・予約申請の受付が終了します。ポイント発行・予約申請の受付終了によりポイントが受けられない場合であっても、審査をおこない省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の発行または補正依頼確認書を送付した場合は審査料金の返還はいたしません。また、ポイント発行・予約申請のために要したいかなる費用の負担についても当社は責任を負いかねますので、ご了承ください。